

福生青年会議所 定款

目次

1. [定款](#)
2. [会員資格規定](#)
3. [役員選任の方法に関する規定](#)
4. [運営規定](#)
5. [庶務規定](#)
6. [基金会計に関する規定](#)
7. [褒賞規定](#)

福生青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、福生青年会議所(FUSSA Junior Chamber)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、事務所を福生市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人、または法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会ならびに文化等に関する調査研究およびその発展に資する計画の立案と実現を推進する事業。
- (2) 指導力啓発の知識ならびに教養の修得と向上および能力の開発を利する事業。
- (3) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所ならびに国内、国外の青年会議所およびその他諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業。
- (4) その他本会議所の目的達成に必要な事業。

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第2章 会員

(会員の種類)

第7条 本会議所の会員は、次の6種とする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) シニア会員
- (4) 名誉会員
- (5) 賛助会員
- (6) 特別会員

(正会員および準会員)

第8条 20才以上40才未満の品格のある青年で、原則として東京都福生市、羽村市、瑞穂町及びその周辺に住所又は勤務先を有する理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし年度中40才に達した場合、その年度内は正会員としての資格を有する。

2. 20才以上38才未満の品格ある青年で、原則として東京都福生市、羽村市、瑞穂町及びその周辺に住所又は勤務先を有し、12ヶ月以内に正会員になる意思のある者で、理事会において入会を承認されたものを準会員とする。尚、正会員は準会員となる資格を有しない。

(シニア会員)

第9条 制限年齢の年度末まで正会員であったもので、理事会で承認されたものをシニア会員とする。

(名誉会員)

第10条 本会議所に功労あるもので、理事会の議を経て推薦されたものを名誉会員とする。

(賛助会員および特別会員)

第11条 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする企業又は団体で、理事会において入会を承認されたものは賛助会員となることができる。

2. 本会議所の目的に同意し、共に活動しようとする個人で、理事会において入会を承認されたものは特別会員となることができる。

(会員の権利)

第12条 正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第13条 本会議所の会員は、本定款に別に定めるもののほか、定款やその他の規則を遵守し本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費等の納入義務)

第14条 会員は、入会に際して入会金を納入し、会員資格規定に定められた会費を毎年所定期日までに納入しなければならない。

(休会)

第15条 やむを得ぬ理由により長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て休会することができる。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

(会員資格の喪失)

第16条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 解散
- (2) 退会
- (3) 死亡
- (4) 後見開始又は保佐開始、補助開始の審判を受けたとき
- (5) 公民権剥奪
- (6) 除名

(退会)

第17条 本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して、退会届を提出しなければならない。

(除名)

第18条 本会議所の会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき。
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき。
- (3) 会費納入義務を履行しないとき。
- (4) 出席義務を履行しないとき。
- (5) その他会員として適当でないと認められたとき。

第3章 総会

(総会の構成)

第19条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第20条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の召集)

第21条 通常総会は、毎年2月と12月に理事長が召集する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が召集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会が召集の必要を決議したとき。
- (3) 5分の1以上の正会員により、会議に付すべき事項を示した書面で召集の請求があったとき。

3. 前項第3号に規定する総会は、その請求を受け取った日より30日以内に召集の手続きをしなければならない。

らない。

4. 第2項の定めるもののほか、監事は総会招集の必要と認めたときは、これを召集できる。

5. 総会を召集するためには、会議の目的たる事項ならびに、日時場所を記載した書面をもって会日の10日前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の決議)

第23条 総会は、正会員の3分の2以上の正会員の出席により成立し、その議事は、本定款に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもってこれを議決する。

(表決権)

第24条 正会員は、総会における各1個の表決権を有する。

(総会の決議事項)

第25条 次の事項は総会の議を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画および収支予算の決定ならびに変更。

(3) 事業報告および会計報告の承認。

(4) 役員選任および解任。

(5) 入会金および会費の額の決定。

(6) 本会議所の解散

(7) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任および残余財産の処分方法の決定。

(8) 次の掲げる規定の設定、変更および廃止。

①福生青年会議所会員資格規定

②福生青年会議所役員選任の方法に関する規定

(9) その他特に重要な事項。

(総会の特別決議)

第26条 前条第1号および第6号に掲げる事項を総会で決議するのは、出席正会員の3分の2以上の多数によらなければならない。

(総会の決議事項の通知)

第27条 理事長は、総会終了後、遅滞なく、その決議事項を会員に書面で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第4章 役員

(役員の種類および数)

第29条 本会議所の役員は次のとおりとする。

(1) 理事長 1人

(2) 直前理事長 1人

(3) 副理事長 2人以上4人以内

(4) 専務理事 1人

(5) 副専務理事 1人(理事長が必要と認める場合に1人)

(6) 財務理事 1人

(7) 理事 6人以上18人以内(正副理事長、専務理事、副専務理事、財務理事を含まず)

(8) 監事 2人

(役員資格および任免)

第30条 役員は、本会議所の正会員であることを要する。ただし直前理事長及び監事はこの限りでない。

2. 役員は総会において選任および解任される。ただし直前理事長はこの限りでない。

(役員任期)

第31条 役員任期は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。ただし重任を妨げない。

2. 期のなかばに選任された役員の任期は、その期の末日までとする。
3. 任期満了または辞任により退任した役員は、後任者の就任するまでその職務を行うものとする。
(役員の職務)

第32条 理事長は、本会議所を代表し、職務を総理する。

2. 直前理事長は、意見を求められたとき理事長経験を生かし、職務について必要な助言をする。
3. 副理事長は、理事長を補佐して職務をつかさどり、理事長事故あるときはその職務を代行する。
4. 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して職務をつかさどり、かつ事務局と財務を統括する。
5. 副専務理事は、専務理事を補佐する。
6. 財務理事は、本会議所の財務をつかさどる。
7. 理事は、理事長および副理事長を補佐し職務を分掌する。
8. 監事は業務の執行および会計の状況を監査する。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第33条 本会議所の理事会は、理事長、副理事長、専務理事、副専務理事、財務理事および理事をもって構成する。

2. 直前理事長および監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の召集)

第34条 理事会は毎月1回以上理事長がこれを召集する。

2. 理事会構成員の5人以上が必要と認めるときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事長に理事会の召集を請求することができる。理事長は、この請求があった日から10日以内に理事会を開催しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第36条 理事会は、その構成員の3分の2以上の出席により成立し、その決議は出席構成員の過半数をもってこれをなす。但し総会において特別決議を要する事項についての決議は出席構成員の3分の2以上の多数をもってこれをなす。

(理事会の決議事項)

第37条 理事会は、次の事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他業務執行に必要な事項

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第6章 例会および委員会

(例会)

第39条 本会議所は、原則として毎月1回以上例会を開く。

2. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(室・委員会・会議の設置)

第40条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調整、研究、審議し、また実施するために室・委員会・会議を置くことができる。

(室・委員会・会議の構成)

第41条 室は室長1名、委員会は委員長1名、委員数名をもって、会議は議長1名、議員数名をもって構成する。尚、委員会には、副委員長1名以上2名以内を置くことができる。

2. 委員長、室長、議長は、理事の内から理事長が指名し、副委員長は委員の内から委員長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

委員は正会員の内から委員長が理事会の承認を得て任命する。

3. 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、副専務理事、財務理事および理事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 会計

(収支)

第42条 本会議所の資産は、入会金、会費その他の収支をもって構成する。

2. 本会議所の経費は、資産をもってこれにあてる。

(会計区分)

第43条 本会議所の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計および基金会計の3種に区分して処理する。

2. 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。

3. 特別会計は、一般会計で処理することが不相当と認められる大規模もしくは特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

4. 基金会計は、基金となるべき収支により積立てられた資産およびその運用により取得した財産の管理運用を経理する。

(資産の団体性)

第44条 本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

第8章 管理

(定款等の備置)

第45条 理事長は、定款その他諸規則、会員名簿ならびに総会および理事会の議事録を常に備え置かなければならない。

(報告書類の提出)

第46条 理事長は、在任年度終了後、すみやかにその任期中の年度にかかる次の各号に掲げる書類を作成し、当該年度の監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 会計報告書(収支決算書、財産目録、貸借対照表)

2. 前項各号に規定する書類の提出は、当該年度終了後最初に開かれる通常総会の会日の2週間前までにしなければならない。

3. 第1項の書類の提出を受けた監事は、厳正なる監査を行ない、その通常総会の前日までに意見書を作成し、当該理事長に提出しなければならない。

4. 当該理事長は、前項の意見書を添えて第1項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(報告書類の備置)

第47条 理事長は、前条第1項に規定する書類をその通常総会の1週間前までに事務局に備え置かなければならない。

(書類の閲覧)

第48条 会員は、第45条および前条の書類をいつでも閲覧することができる。

2. 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

(提出)

第49条 理事長は、通常総会終了後、遅滞なく、第46条第1項の書類を社団法人日本青年会議所会頭に提出しなければならない。

(事務局)

第50条 本会議所は、この事務を処理するため、事務局の所在地に事務局を設置する。

2. 事務局に、事務局長一人を置くことができる。

3. 事務局長は、理事長の命を受けて庶務を処理する。

4. 事務局長は、理事会の議を経て理事長が任命する。

5. 前各号のほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第9章 解散

(解散事由)

第51条 本会議所は次の事由により解散する。

- (1) 目的たる事業の完了またはその成功の不能
- (2) 破産
- (3) 総会の決議
- (4) 正会員の死亡

(残余財産の処分)

第52条 本会議所の解散のときに存する残余財産は、総会の議を経て本会議所と類似の目的を持つ公益法人その他の団体に帰属させる。

(清算人)

第53条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

2. 清算人は、就任の日から6ヶ月以内に清算事務を終了し、総会の承認を得なければならない。

(解散後の会費徴収)

第54条 本会議所は、解散後においても清算終了の日までは、総会の議を得て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員により徴収することができる。

第10章 雑則

(定款変更の届出)

第55条 本会議所の定款の変更があった場合には、変更部分を明示して、すみやかに社団法人日本青年会議所会頭に届け出なければならない。

(顧問)

第56条 本会議所は顧問若干人を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

(施行規則等)

第57条 本会議所は、本定款の運用を円滑にするため、本定款に別に定めるもののほか、理事会の議を経て、施行に関する規則等を定める。

附則

本定款は、1978年8月20日より施行する。